

平成 30 年度第 2 回大正区地域福祉推進会議議事録（平成 30 年 12 月 3 日開催）

松原課長

皆様こんにちは、定刻になりましたので、ただいまから平成 30 年度第 2 回大正区地域福祉推進会議を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます。大正区保健福祉課長の松原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大正区では地域福祉のしくみ作りをどう進めていくか、その道筋や方向性について総合的な議論を行うために新たに大正区地域福祉推進会議を開催する運びとなり、9 月に第 1 回会議を開催したところです。

2 回目となります今日は、大正区地域福祉ビジョンの今年度行動計画の振り返りと来年度の行動計画案についてご報告をさせていただきご意見をいただきたいと考えております。

前回同様、委員の皆様からは忌憚のないご意見をいただき、大正区における地域福祉推進の参考にしてまいりたいと考えておりますので最後までよろしくをお願いいたします。それでは開会にあたりまして吉田大正区長よりごあいさつ申し上げます。

吉田区長

皆さんこんにちは。本日もお忙しい中お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

特に、この 2、3 日前から師走に入りましてですね。年末へ向けて大変気ぜわしくしている中、お忙しい時間をお割きいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは早速ですね本題に入ってまいります。ここから座って発言させていただきます。よろしくお願いいたします。

まずですね。先日の第 1 回目の地域福祉推進会議の冒頭で私の方から申し上げました。この会議の趣旨等についてですね。もう一度改めて、繰り返しになりますけれども、確認をさせていただくところから始めさせていただきたいと存じます。

この地域福祉推進会議の目的でございますが、一言で申しますと文字通りですね、大正区地域福祉ビジョン、すでに策定済みのこのビジョンの具体的な実現に向けてあるということを確認させていただきました。

そしてですね、大正区における、地域福祉に関わる政策決定プロセスについてはですね、専門的な議論を要する場面におきましては、おのおのの分野における専門的な見識をお持ちの方で議論をいただく、言いかえますと、地域福祉推進会議の場を通じて、地域包括ケアを含む、地域福祉の推進に関わる、専門的議論の一元化を進めてまいりたい、その場をこの地域福祉推進会議といたします。

今の大正区の地域福祉の課題意識についても前回申し上げました。すなわちですね、一方では、主たる専門的相談支援機関同士の連携を進めつつあるところがございますけれども、もう一方で支援サービスを受ける側である、支援が必要となる人々と、それを取り巻く地域住民同士の地域連携をですね、確実に進めていただければならないということがございます。以上が前回会議の冒頭で申し上げたことの復習でございます。

今日はですね、今申し上げました議論とか、この後詳しくご報告させていただきますが、前回の議論を踏まえてですね、来年度の地域福祉にかかわる、施策の計画について皆様方にお諮りをするもので

ございます。

そして、次回につきましては、来年度の関係各機関のですね、それぞれの計画をお持ちでございますから、関係各機関のそれぞれの計画について、お諮りをするという予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

最後にですね私の方から添付をさせていただいた、3枚ものの資料についてご説明をいたします。横長でございますが、ホッチキス止めの一番上が要援護者支援台帳地域別整備状況一覧というものがございましてそこから始まって3枚ものの資料になってございます。詳しくは説明はいたしませんけれども、今日もご議論いただきます地域福祉ビジョンの行動計画に基づいて、具体的にやっていただくものマネジメントツールになっております。

行動計画は今現在ですね、どういう進捗状況にあるかということはこのマネジメントツールである表をですね、各地域団体のお集まりのたびごとに、そこへ集った方々にお見せしながらですね、行動計画が今どんな進捗で状況にあるかということをお説明させていただいております。今日のご議論も、そうした繰り返し、繰り返し、地域の皆様方に報告をする。行動計画の元になるものと存じておりますので、どうか慎重審議よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございます。

松原課長

ありがとうございます。では、ここからは座らせていただきます。

本日は、姜委員におかれましては、所用のため欠席とのご連絡いただいておりますので、ご報告いたします。

続きまして本日の配付資料と事前にお送りをいたしました資料について確認をさせていただきます。事前にお送りをいたしました資料につきましては、本日ご持参いただきますようお願いをしておりましたがお持ちいただいておりますでしょうか。もしご持参でない場合は、改めてこちらでご用意しておりますので、お申出をいただけたらと存じます。いかがでしょうか。

皆様お揃いでしょうか。ありがとうございます。

ではまず本日配付の資料より確認をさせていただきます。机上に置かせていただいておりますけれども、そうです当日資料1と右上に書かれているクリップどめのものをご確認ください。当日資料1ということで本日の次第になっております。

次に当日資料2の1ということで、平成30年度第1回大正区地域福祉推進会議でのご意見と対応一覧、引き続きまして、当日資料2の2、当日資料2の1別紙両面ということで両面刷りのグラフが並んでおります。その次に当日資料3ということで、地域見守り体制の整備イメージという図をつけております。当日資料4ということで、カレンダーがございまして。さらに当日資料5ということでご意見シート、そして最後に当日資料6講演会のご案内の以上6点をクリップどめにしております。

続きまして、事前にお送りをいたしました資料を改めて確認させていただきます。

資料番号1が平成30年度大正区地域福祉ビジョン行動計画となっております。資料番号2が平成30年度大正区地域福祉ビジョン行動計画進捗管理シートというものです。資料番号3が平成31年度大正区地域福祉ビジョン行動計画となっております。資料番号4が個別支援プラン作成に向けたイメージという図式がございまして。資料番号5が個別支援プランシート（案）以上5点を事前にお送りをさせていただきます。配付漏れ等はございませんでしょうか。

本日の会議は全て公開としております会議録作成のため録音させていただきます。また、会

議の様子を記録するため、職員が写真撮影を行いますので、どうかご了承ください。

会議録や撮影させていただきました写真等は後日、区のホームページで公開をさせていただきます。あわせてご了承くださいますようお願いいたします。

本日の会議は2時間を予定しております。最長でも午後4時には終了してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議題に入ります前に、前回会議の振り返りも兼ねまして、前回いただきましたご意見に対する区の考え方についてご説明を申し上げたいと思います。

当日資料のですね2-1と2-2をご覧ください。こちらの方は前回の第1回の会議で委員の皆様からいただきましたご意見等を議事進行の順番にいくつか並べさせていただいております。

当日会議の場で、区の方から回答させていただいたものもございしますが、会議の場でご報告やご回答をさせていただけなかったものもございします。このように一覧にさせていただきましたので、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

当日資料2の1から順番にご説明させていただきます。ご覧ください。まず今年から大正区の方で始めております。小学校中学校の全生徒から支援が必要な子供たちをピックアップしまして、どういうふうに支援をしていくかということ話し合っております。こどもサポートネット事業について鈴木委員長から、2点ご意見ご質問がございました。

まず1点目は、こどもサポートネット事業を進めていく中で、学校の先生であったり、スクールソーシャルワーカー、地域の方々、それぞれが関わる現場のから出ている、戸惑いや、うまく子供の家庭に支援をする中で入って行きづらいという問題があれば、聞かせていただきたいというご意見でした。

こちらについては、当日担当課長の方からご回答させていただいておりますけれども、右の方に実際家庭に入っていこうとしてもなかなか受け入れていただけない、あるいは連絡が取れないということから、支援に入れないということも実際ありますということでした。

また、学校としては個人情報をごだすことに戸惑いを持っておられることがあるということですが、こちらにつきましては、このしくみ自体を守秘義務を持たせる要保護児童対策地域協議会の枠組みに入れておりますので、関わっていただく皆様にも守秘義務を課しております、そちらについてはご安心をいただいたうえで進めております。

もう一つは、こどもサポートネットの制度についてもハードルみたいなものは存在しているのかというご意見でした。

こちらについても、こどもサポートネットの制度自体がまだまだ区民の皆さんに浸透していないというふうにご考えておまして、その対策としまして、ひとり親家庭の現況届の案内に、このこどもサポートネットの制度のリーフレットを封入したり、あるいは学校のほうから各ご家庭の方にお声がけをいただいて支援につないでいくといった、地道な周知に努めているところでございます。

続きまして、姜委員の方からですけれども、障がい者の方々で集まって会議をしております自立支援協議会についてのご意見で、自立支援協議会に部会がない。子どもも部会が作れないかというふうにご考えているという1点と、もう一つは、相談支援事業所のケアマネージャーの質の向上について、事業所連絡会で課題共有して取り組んでいるというふうな、ご意見ご報告がございました。

こちらにつきましては、会議の最後に区長の方から自立支援協議会の課題の掘り起こしに努めてまいりますというふうにご申し上げました。

その具体的な対策といたしまして、子ども部会につきましては、今月ですね、12月に相談支援事業

所及び放課後等デイサービス児童発達支援事業所と、この子ども部会の必要性でありましたり、部会を作るにあたってどういうふうな構成にするか、ということについて意見交換をする予定としております。

また相談支援事業所の相談員の質の向上につきましては、毎月事業所連絡会議を開催しております、制度の共有を図っております。さらに、大幅な制度改正がある場合には、必要に応じて相談員向きの説明会等を開催いたしますということです。

ちょうど前回の会議が台風 21 号の後ぐらいということもございまして、災害対策につきましてはのご意見もいくつかいただいたところでございます。

そのうちの 2 点ですけれども、まず中山委員からは避難困難者に対する支援を区役所で、どう構築していくのかということであったり、檜原委員から、災害時に避難困難な独居高齢者の対応に関して、ひとまずリスト作りから始めると思うが、どうやってその方々を把握していくのかといった、ご意見ご質問がございました。

当日区長の方からは地区防災計画の策定に当たりまして、要援護者の支援につきましては、あるいは福祉避難所をどう地域の防災計画の中に位置づけていくかということについてはしっかり議論をしてみたいというふうに申しました。

その上で、避難困難者の把握につきましてはですが、現在区として進めておりますのは、要介護状態区分が要介護 3 から 5 とかですね、あるいは要介護が 2 以下であっても認知症の高齢者の方につきましては、あるいは重度の障がい者、あるいは、在宅で医療機器を必要とする難病患者等ある程度、行政側が把握ができる方々につきましては、日頃からの見守りであったり、災害時の支援について、必要かどうかで必要としているという場合の見守りについての同意をされるかどうかの意向確認を区社協の方に事業委託をしておりますけれども、ご確認を行っております、その同意をいただいた方については、要援護者という形で名簿を作成しております。

また、こういう形で行政の把握できているもの以外にも、地域においても見守り体制づくりを進めていく上で中心的な役割を担っていただく必要がある方ということで、見守り推進員という方を各地域に配置しております。

この見守り推進の方々や、地域住民の皆さんが行政では把握はできない。要援護者の方を地域でよく知っておられるということで、発見いただきまして、名簿に追加していく場合もあるかと考えております。

今年度は、各地域で防災計画の策定を進めていただいております。この計画の中で、避難困難者などの災害時要援護者の支援方策について、日頃からの見守り活動を基盤としながら、災害発生時には迅速かつ確実に支援が行えるよう個別支援プランというものを作成いただく旨を記載いただくことでお話をしております。

こちらにつきましては議題の中でも出てくると思いますので、後ほど詳細説明をさせていただきます。

続きまして、飯田委員の方から、認知症施策推進会議についてのご意見といたしまして、この会議の課題として顕在化している認知症高齢者が多いと思われる地域への対策が必要ではないかというふうに報告をさせていただきました。

それにつきまして、そういう対策が進められているのか進められていないのか、あるいは集う場が設定できているのか、戸別訪問は何件できているのか、具体的な進捗表があればもう少しわかりやす

いのではというご意見をいただきました。

こちらにつきましては、会議当日、わかる範囲内のことはお答えをさせていただきましたが、認知症施策推進会議で議論されている課題については、地域ごとの高齢化率や独居高齢者の現状、潜在的な認知症高齢者数など数値をもとにして導き出してきたものですということで、別紙というのが当日資料2の2と書かれております。両面刷りの資料でございます。

こちらにつきましては、認知症施策推進会議のほうでも出させていただいたデータになっております。こちらで詳しくは申し上げませんが参考までにご覧いただけたらと思います。

また、認知症高齢者の方への対策としましては、各地域包括支援センターで権利擁護の観点から、成年後見制度についての説明会や認知症高齢者の家族が集う認知症カフェの定期的開催を行っております。

また集う場として、定年退職後の男性の方と地域等結びつけるしくみ作りの取り組みとしまして、おやじカフェの展開をやっておりますという回答させていただきました。

ただ当日回答できていなかったものにつきまして、右の方に書かせていただいております。

具体的に訪問につきましては初期認知症の相談窓口であります大正区済生会オレンジチームを初めとしまして、地域包括支援センターや見守り相談室、地域における見守り活動などを通して行っていると考えております。

その数字としまして、参考までなんですけれども、データを取られていますオレンジチームの方で相談のあった認知症と思われる方への訪問は、昨年度延べ485回やっていたということです。

こうしたデータについては、認知症施策推進会議で報告するとともに、この地域福祉推進会議においても適宜報告をさせていただきたいと考えております。

続きまして中山委員からございました在宅で人工呼吸器を使用している方や、人工透析を受けておられる方が災害時に停電になった場合の対策はあるのかという、こちらも災害に関するご質問いただきました。

こちらにつきましては、在宅で人工呼吸器などを使用されている方は、停電に備えておおよそ予備バッテリー装備をされておられます。

また、人工呼吸器などの電源を必要とする医療器具を利用されている高齢者や障がい者、難病患者の中で、行政が把握できる方につきましては、先ほどと同じように見守りをされるかどうか意向確認を行っております。

その中で、同意いただいた方につきましては、見守りをやっていただけるしくみづくりの中に組み入れて、地域の方でお願いをしたいと考えております。

また、人工透析を受けておられる方につきましては、病院が非常電源を備えて対応されるものと思っております。万一、非常電源が使用できない場合も対応可能な病院等の対策が講じられるものと考えております。

最後ですけれども、大正区における地域支援システム、「大正区まるごとネット」の目指すべき姿について、前回ご説明をさせていただきました。

こちらに関連して鈴木委員長の方から大正区の「地域まちづくり実行委員会」のキーパーソンはどういう名称で配備されているのかというご質問がございました。

こちらにつきましては、キーパーソンとして大正区社会福祉協議会内に設置をしております見守り相談室のコミュニティソーシャルワーカーが地域住民の皆様のニーズや課題を把握するというアンテ

ナ機能を持っておりまして、専門的なノウハウを駆使して、各種相談への対応や支援を行うなど、地域における福祉機能のキーパーソンとしての役割を果たしていただいております。

また、各地域では日頃からの見守りと災害時の要援護者支援を一体的に行うことができるしくみ作りを進めていくという観点からその中心的な役割を担っていただく、地域事情に精通した見守り推進員という方を地域の集会所に常駐配置をしております。

この見守り推進の方々には、地域における見守り体制づくりの円滑なつなぎ役として機能いただくとともに、相談室のコミュニティソーシャルワーカーと連携をして地域に埋もれた要援護者の把握や、地域で独自に把握されている要援護者情報の収集なども行っていただいております。

以上、非常に駆け足でご説明をさせていただきましたが、第1回の会議でご意見や、ご質問という形でいただいたものを参考にさせていただきました。早口にはなったんですけれどもこちらの内容について何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題に入ってまいりたいと思います。ここからの進行は委員長にお願いしたいと存じます。鈴木委員長よろしくお願ひいたします。

鈴木委員長

はい。皆さんこんにちは。神戸医療福祉大学の鈴木です。

第2回の大正区地域福祉推進会議の具体的な議題について、今から審議の方をお願いしたいと思ひます。

先ほど区長のほうからもこの会議体の役割について説明いただきました、地域福祉に関する専門的議論の一元化であったり、ビジョンの進捗についての検討なんかをしていく、総括的な、包括的な、大正区の地域福祉についての確認であったり、決定をしていく場であるというふうに説明があったと思ひます。

地域福祉ですけれども皆さんご存知のとおり参画と協働の福祉と言われております。1セッションだけが進めていくわけではなく、様々な分野、そして団体、機関、そして人材が協力し合いながら進めていく福祉が地域福祉であり、同時に住民の生活を丸ごと見ていくというところにもやはりこの地域福祉の特長というものがあつたかと思ひます。

住民の生活を丸ごと見ていくということは、本当にあらゆる分野、高齢の分野の視点であったり、子どもの分野の視点であったり、本当に住んでいる1人ひとりの方がどんなことに困ってるんだろうか。

そして潜在化しているニーズは何なんだろうかと見ていくことを考えると本当に、あらゆる方々の普段の業務、そして専門的な見識をいただきながら、この地域福祉というものを進めることができると考えております。

そういった観点から本日の議題、次第の方には3点上げておられます。

ひとつ目が、今年度の地域福祉ビジョン行動計画の進捗状況、つまり、大正区地域福祉を進めていくときにこういったことを重点的に進めていこう。ということでビジョンの行動計画というものが作られております。いわゆる大正区の重点活動です。

その重点活動の進捗が今現在どのようになっているのか、それについて事務局の方から報告いただき、そしてその進捗状況についての皆さんのなりの疑問であったり、もしくは現段階についての意見等をいただければと考えております。

それでは、まず議題1、今年度の地域福祉ビジョン行動計画の進捗について、事務局の方から説明を

お願いいたします。

松原課長

ひき続きまして私、松原の方から説明させていただきます。

こちらにつきましては、事前にお送りさせていただきました資料番号の1と2ですね。それと本日配付をしております当日資料3、地域見守り体制の整備事業の整備イメージ、この3点に基づきましてご説明をさせていただきます。

そもそも要援護者の見守り、今回、大正区地域福祉ビジョン行動計画につきまして30年度は要援護者支援システムの構築というものを重点項目として挙げております。

本日はこちらの要援護者支援システムの進捗状況についてご意見を賜りたいと思っております。

まずそもそも要援護者の見守りといいますのはご近所の顔が見える関係の中で行っていただくものと考えております。その意味でも地域の中で自主的に地域実情に即した見守りというものを行っていただきたいと考えておりますけれども、個人情報の問題でありましたり、地域では見守りといってもどうしたらいいのかわからないというふうなお声もございますので、現在は区役所や、区の社会福祉協議会がバックアップ、支援をすることで、体制を作っていただく、そのために区役所であったり、区の社会福祉協議会が何をいつまでにやるのかということを具体的に示したものが、この行動計画というものでございます。

資料番号1の要援護者支援システムの構築、行動計画をご説明させていただく前に、まずはこの当日資料3、地域見守り体制の整備イメージに基づきまして、区役所が考えております地域見守り体制とはどういうふうな形で整備していくのかについてご説明をさせていただきたいと思っております。

まずはこのイメージ図の下のほうをご覧ください。下の点線で囲ってありまして、背景が網掛けになった地域と書かれているところです。

こちらには、地域まちづくり実行委員会と書かれておりますけれども、区内には10の小学校区単位に町会や、地域社会福祉協議会、あるいは民生委員など各種団体が構成された。まちづくり活動を行われる地域まちづくり実行委員会というものが組織をされております。

こちらでは、様々なまちづくり活動に取り組んでいただいておりますけれども、この地域まちづくり実行委員会を構成する方々が中心となって、地域の中の要援護者と言われる方を見守っていただきたいというふうを考えております。

見守りと申しまして、郵便受けに物がたまっていないかどうかといった状況を気にかけておいていただくことから、ちょっとした声掛けや訪問といった日ごろの見守り、さらには災害時の安否確認や、いっしょに避難を支援していただくというところまで非常に幅広いものでございます。

地域の皆さんには、こうしたことをご理解いただいた上で取り組んでいただかなければいけないと考えております。

また、支援を必要としている、いわゆる要援護者という方々がどういう方で、どこに住んでいるのか、あるいはその方がどういった状態なのかという情報をどのように地域として把握するかという問題があります。

こうした情報は個人情報に当たりますので、まず情報を地域まちづくり実行委員会の皆さんにお伝えするためには、個人情報の取り扱いルールにのっとり、要援護者ご本人の方の了解を得る必要がございます。

この部分を区役所と区社協で支援する取り組みというものがこの資料の一番下に枠囲みで書かせていただいております「地域における要援護者見守りネットワーク強化事業」というものでございます。

これは区役所から区社協の方に図の上部分でいきますと業務委託という矢印が出ておりますけれども、この事業を区役所といたしますか、大阪市になりますけれども、大阪市から区社協に事業委託をして、実際には区社協の中の見守り相談室というところで行っていただいております。

この「地域における要援護者見守りネットワーク強化事業」と言うものにつきましてですが、枠囲みにもございます、先ほども申し上げましたが、要介護度の高い方であったり、重度の身体障がい者の方、あるいは難病の方につきましては、行政で把握ができる方々に「見守りを必要とされていますか」というふうな同意確認の文書を郵送で送っていただきまして、それで同意しますという返信を得られた方について、要援護者名簿という名簿にお名前やご住所の情報を登録した名簿を整備して、後々は地域に提供をさせていただきたいと考えているものでございます。

こちらについては、上のほうに区役所と区社協、区社協の中に見守り相談室ともう一つ、見守り推進員というものが書かれております。こちら先ほどご説明をさせていただきましたが、地域事情に精通した方々で各10の地域にお一人ずつ配置しておりますけれども、この方々と見守り相談室にいるコミュニティソーシャルワーカーの方々が連携し、協力しながら名簿整備を行っていただいております。

こちらにつきましては、最終的に名簿を整備しましたら、各地域において見守り体制が整備された地域と、個人情報に関する協定を結びまして、要援護者名簿のお渡しをさせていただきます。

その上でその名簿に基づいて、地域の事情に合った見守り活動というものを開始していただくこととなります。こうした一連の流れを地域における見守り体制整備ということで表現させていただいております。

こうした流れを実現させていくために今年度区役所として、どんなことに取り組み、現在どういう状況にあるのかといったところが、資料番号の1と2でご説明をさせていただきます。

資料番号1と2をご覧ください。

資料番号1は、大正区地域福祉ビジョンの実現に向けて今年度の重点取り組みとしております要援護者支援システムの構築に関する行動計画です。

こちらにつきましては、表が3段に分かれておりまして、まず、左端に書かれておりますが、A各地域における見守り体制づくり、B見守りネットワーク強化事業における要援護者情報の整備、管理、C講演会という大きく三つの取り組みを柱に進めており、その具体的な内容とスケジュール感をあわせてお示しをしたものです。

こうした行動計画の取り組み目標や現状と課題、あるいは年度末までに対応することについては、資料番号2で一覧にまとめておりますので、この資料番号2に沿って具体的にご説明をさせていただきたいと思っております。資料番号1もあわせて並行してご覧いただきながら、資料番号2をご覧ください。

資料番号2は、この行動計画の進捗管理シートとなっておりますので、現在の状況と課題と年度末までにやるべきことということで、それを一覧にさせていただきました。

まず、Aの各地域における見守り体制づくり、というところにつきましては、目標としておりますのは記載させていただいておりますが、各地域の見守り体制づくりの整備に向けた働きかけを行って、今年度中に10地域の中で1地域において体制づくりの整備を完了するという目標に向かって現在進めております。そちらの具体的な行動内容につきましては①としまして、春ぐらいですね。6月から8月にかけて、各地域における見守り体制づくりに向けて説明会を地域で行う。あわせてその際に、大正区

の地域福祉ビジョンの内容についてご理解いただくための説明や啓発を行うという内容でございます。

こちらの現在の状況を申し上げますと、5月ですけれども、先ほどから出てきました地域まちづくり実行委員会、具体的に見守り活動をやっていただきたいと考えております地域まちづくり実行委員会の各委員長が集まります委員長会のおきまして、福祉的見守り体制の整備に関してということで、全体的な説明会を開催させていただきました。

その後、各地域ですね、10地域に順番に入って説明をさせていただく予定としておりましたが、現実といたしましては、10月に三軒家西地域という1地域で福祉的見守りの必要性や体制整備に関する説明を行ったにとどまっております。

引き続きまして②の行動内容のご説明をいたします。

この説明会を開催すると並行してですけれども、この見守りネットワーク強化事業の方で整備をいたしました要援護者名簿を最終的に、地域のどこにお渡しするかということが今年度の初めにはまだ決まっておりましたので、その提供先について検討するということになっておりました。

こちらにつきましては、早い段階で各地域の「地域まちづくり実行委員会」に対して、要援護者名簿を提供するというので、区役所で決定いたしました。

説明会等を実施して地域のほうで見守り体制の準備が整った地域には、順番に要援護者名簿を提供するというのが今年度の後半の行動計画として挙げておりました。

しかし、現実といたしまして、名簿を提供した地域は現時点でまだ1地域もございません。

これらの課題、Aの課題につきましてはまとめて書かせていただいておりますが、なぜ名簿提供できなかったか、ということにもつながるのですけれども、現在は地域まちづくり実行委員会という団体そのものが準行政機能と書かせていただいておりますが、なかなか専門的な言葉になってしまっているのですけれども、地域で自主的に地域の活動していただくいわゆる地域の皆さんの意見を取りまとめていただいたり、調整をしていただくというふうな、そうした地域の創意を得るための活動していただくというふうな機能であったり、なかなか行政が公的に担えない活動ですね、まちづくり活動、地域のほうで特に担っていただく、まちづくり活動がどういう形で、まだ活動していただけていないということが準行政機能を備えていないというふうに区役所では考えておまして、その団体にはまだ要援護者名簿の提供ができないということから、提供をさせていただいております。

ただ、こちらにつきましては、現在、準行政機能を備えた団体として活動していただけるよう、今年度を通じまして、地域のほうと調整をしておまして、来年度からは、地域のほうで独自にまちづくり活動を行っていただくという準行政機能を備えた、団体になっていただける目途がたつてまいりましたので、来年度につきましては、引き続き説明を行って名簿提供していけるように、働きかけを行っていきたいと考えております。

現在は、この要援護者名簿の整備事業というのは平成27年度から、今年で4年目になりまして、かなり名簿の方は整備ができてきております。

こちらの名簿について今はどういう状況にあるのかと申しますと、大正区の民生委員児童委員の皆さんですね。今現在区内で93名おりますけれども、この民生委員児童委員の皆さんというのは守秘義務をもともとのお持ちの準公務員という形の位置づけでもございますので、民生委員児童委員の皆さんと名簿の取り交わしに関する協定を結んだ上で、現在は民生委員児童委員の皆さんにのみ名簿をお渡しさせていただいております。

その上で、今年6月の大阪北部地震の際や、台風21号の上陸の際には、民生委員児童委員の方々に

ご依頼をしまして、安否確認をその名簿に基づいて行っていただいたところです。

ただ、民生委員児童委員の方々だけでは先ほどの整備状況にもございますけれども、行政で掴んでおります要援護者だけでも、大正区内で 3737 人という数に上っておりますので、この方々を 93 名の民生委員の方々だけで支援をするというのはなかなか現実問題として難しいかなという問題もございますので、早く各地域のほうで見守りの体制を作っていただけるように今後も引き続き努力をしてみたいと考えております。ここまでの説明は、今後の行動というところで書かせていただいております。

31 年度の 4 月以降にも、引き続き各地域のほうにご説明をさせていただいて、少しでも早くご理解をいただいて、順番に見守りの体制を作っていただけるようにやっていきたいと思っております。

先ほど申しあげました個人情報をお渡しするというのがございますので、やはり名簿提供する際には、個人情報の取り扱いに関する協定書を締結する必要があります。

こちらにつきまして、どういうふうな内容で締結するのかということも今年度中にはある程度検討して、新年度の早いうちに締結できるところからは締結をしていきたいというふうに考えております。

続きまして B の見守りネットワーク強化事業における要援護者情報の整備、管理につきましてですが、こちらは目標としておりますのは、現在、年に 2 回、区社協の見守り相談室から、同意確認の文書を現在も送っていただいているのですけれども、実は「同意」とか、「今は結構ですよ」という何らかの返信をしていただければいいんですけれども、何の返信もいただけない未回答者という方々が先ほどの地域別整理状況一覧の表で見ただけでも、一番右端の数字ですけれども、10 月末段階でもまだ 560 名いらっしゃいます。この数字を今年度中に 0 件にするというのが今年度の目標としておるところです。

それに向けまして、どういうふうな行動を行っているかというところが①②③となっております。①と②はほぼ同じ内容にはなるんですけれども、先ほどから申し上げておりますとおり、年に 2 回、大阪市のほうで持っております行政情報ですね。先ほどからあります要介護の方であったり、障がい者の方であったりという形を半年間の間でやはり新たに追加になった方であったりという、必ず異動がございますので、そういう新たに追加される方を中心とした「行政情報リスト」を区役所で受取りまして転居をされたりとか、あるいは亡くなられたという方がいらっしゃいますので、そういう時点修正をした上で、見守り相談室にそのリストをお渡しして、見守り相談室のほうから同意確認文書を発送していただくというふうなことを年に 2 回行っております。今年度の第 1 回目は、9 月 14 日に発送いたしました。

2 回目につきましては今月中にそのリストを受取りまして、発送は 2 月中に同意確認文書を対象者の方にお送りをするということで進めていただいております。

そういう形で 2 回発送することによって、1 回の発送で 6 月でしたら 936 件発送しておりますので、その中でやはり未回答ということで、返信のない方がいらっしゃいますので、その方々を順番に訪問することで、ご本人であったり家族の方に対して文書をお送りするだけではなかなかご理解いただけない方に、実際にお会いをして説明をして、趣旨をご理解いただいた上で、同意されるか、あるいは今は結構ですよということで不同意になるという形で、どちらかの意向確認の行うという作業を並行して行っていただいております。それが、③になる同意確認文書未回答者に対する訪問確認というところがございます。

それが先ほども数字は申しあげましたので、こちらの課題につきましてですが、発送したことについて、先ほど申しあげましたが、これは平成 27 年度から実施をして民生委員さんに名簿をお渡していたのですけれども、実際にこの名簿を活用いただいたのが、今年の北部地震のときと、台風 21 号のときが初めてでございました。

それまでは、名簿はお持ちいただいてただけということもございまして、例えば 3 年前、4 年前に同意をしますというふうに回答されてた方については、実際に民生委員さんが確認のお電話をしたり、訪問されたりすると、そんな同意してたかなみたいな感じで、すっかりと忘れておられる方もいらっしやったというふうなこともございまして、そういう意味では、なるべく早く、そういう地域での見守りの体制を作って、定期的にその方の状態を把握していただける、見守られてるということを認識していただけるような、状態にしないといけないかなということを改めて思った次第です。

未回答者につきましては、見守り相談室の方で、見守り推進員と連携しながら、訪問を重ねてはおりますけれども、やはり何回訪問しても会えないという方が、かなり絞られてきましたけれどもいらっしやいます。そういう方々に対しての対応をどうしていくのかというところが現在の課題と考えております。

こちらにつきましては、引き続き、同意確認は行っていくとともに、今後の行動ですけれども、未回答者への対応といたしましては、民生委員さんのお力をお借りするとか、見守り推進員の方というのは地域事情に精通しておりますので、例えばこういう時間帯だったらいるかもしれないというふうな、ちょっと訪問時間をいろいろ変えるような形で会える工夫をするなど、ちょっとやり方につきまして再検討した上で、年度末までには全件の訪問確認をいきたいというふうに考えております。

最後の C なんですけれども、こちらは講演会の開催ということで、地域福祉ビジョンを知っていただくために区民の方に広く集まっていただく講演会の開催をしておりますけれども、こちらを年 1 回開催ということで目標といたしましては、地域住民の皆さん同士がお互いさまの精神で見守り活動を行える機運の醸成と書かせていただいておりますが、そういう意識を高めていただくきっかけにさせていただきたいということで講演会の開催を企画しております。

今年度につきましては、本来 9 月 5 日に「地域での見守り活動について」というテーマで講演会を予定しておりましたが、ご承知のとおり 9 月 4 日に台風が上陸をいたしまして、大正区役所におきましても、翌日の 4 時まで停電になったということもございまして、講演会につきましては、中止とさせていただきます。

ただ、やはり何らかの形で見守りについて、多くの方に意識を持っていただきたいということから、改めて日程調整をさせていただきますして 1 月 23 日の水曜日ですね。改めて同内容で開催をすることで、事業を進めております。そちらのチラシが本日お配りをさせていただきました見守りの講演会のチラシとなっておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。

ざっぱくな説明になりましたけれども、以上でございます。

鈴木委員長

はい。報告ありがとうございました。

要援護者支援システムの構築ということで、見守り体制の件でした。そもそも見守り活動、見守り体制っていうのは、あらゆる主体であつたり、あらゆる対象を、見ている様々な方々が重層的に行ってい

くのが総合的な見守り体制ですけれども、その総合的な重層的な見守り体制の中でも、住民の方々が
行う身近な見守り活動というのは非常に大きな意味があるというふうに言われております。

そういった身近な住民の方々の見守り活動をしてもらおうとするには、その前段階として土台作り、
どんな人を見守ればいいのかという名簿というものを作っていく必要があるだろうということで、今
年度その名簿と実際に提供していくところを中心に動いているというところでした。状況に
つきましては今報告あったとおりです。

この件につきまして、まず委員の皆様からこの進捗状況であったり、途中、提示いただきました課
題、そして行動計画についてご意見、もしくは質問等があれば、ご発言いただきたいんですけども、ど
なたかございませんでしょうか。かなりボリュームの多い報告だったと思うんですけども、まず、すい
ませんおそらく一番関連するであろう安澤さんの方から、ちょっと今の現状であったりとか、今見え
ているようなこの進捗を進めているようなポイントであったりとか、ちょっと見えている課題や壁な
んかあればちょっと補足いただければありがたいんですけども。

安澤委員

いっしょに区役所と区社協でこの事業を進めてるところなんですね。

ただ同じ立場にあるというところが現実ですけども、それだけその見守り強化事業の要援護者の整
備、管理のところなんですけども、今まで区社協の担当者、見守り相談室がですね、見守り活動につ
きまして積極的な動きができてなかったように思っております。私もちょっと反省点ではあるのです
けども。

それをですね今年度につきましてもこのような形できっちり目標をつけていただいて、動きができ
たかなというふうに、私の方は思っています。

具体的に申し上げます、未返信者というところが、今申し上げましたが、560件というふうになっ
てたんですけども前回の表では740件だったんですね。

それは相当、力を入れてですね。区長のご指示もありましてですね、大幅に件数の減になっているか
なと思っております。

それとこの体制整備事業のですけどこれにつきましても29年度から区社協と区役所のほうにです
ね、整備していかないといけないという目標となったんですけども、具体的なところで、まだ進捗でき
ていなかったところなので、こういうふうな会議の中でお示しをしていただいたことによってですね、
31年度からはしっかりやっていかなあかんというふうに私の中では思っています。

すいません。ちょっと立場がいっしょになったような発言になりました。

鈴木委員長

いえ。ありがとうございます。

実際に前年度700オーバーの未返信者が560ということでかなり減ってきてるということで、この
560人が解消されるような目途はついてきてるということですね。

安澤委員

具体的に申し上げますと三軒家西地域っていうのがあるんですけども、未返信者がこの表の中で26
つてなっています。その26ですね。一番右上の横の表ですね、未返信者26件になってるんですけど

この26件に対して再度ですね、区役所と生活保護の担当者のところも含めましてですね再度その状況をですね、調べていただきましたら、施設に入っていらっしゃるとか、ちょっと詳しい状況がわかったんですね。それは、その情報を元にですね。この時間になったらいるんじゃないかというケアマネージャーさんと協力してやったところですね、だいたいなんですけども、何もまだ今のところわからないわからない方っていうのが具体的には8名ぐらいに絞れてきたかなというふうに思っています。

そうなんですけど三軒家西地域っていうのは、わりと目の届きやすい地域だと思っています。地域の面積も狭いですし、地域も一生懸命そのネットワークとかをやっていらっしゃいますのでね。

そうすると他の9地域が、全てそれだけ8件ぐらいに絞れてくるかなというふうに思ってるんですけども。そんな感じです。

鈴木委員長

はい。ありがとうございます。

ほかに皆様、この報告と今の話の中でもう少し詳しく説明を聞きたいという部分でも構わないんですけども。なにか聞いておきたいことがございますでしょうか。

鈴木委員

ちょっと私がかかってないので、説明があったかもしれないんですけど、要援護者の変更ですね。というのは年に何回ぐらいあるのか。というのと、要介護3から5の方なんかであれば死亡される方も多いでしょうし、その変更を何回くらいやっていただけるのを教えていただけないかなと思います。

松原課長

変更といいますか名簿の手入れとか新たな情報に変えますのは年に2回ということで、半年ごとに新たな情報、これは区社協にシステムを整備してまして、システム化しております、そこに順番に入力をしていただいているんですけども、システムの更新が半年に1回という形になっておりますので、そこで、新たに死亡の方とかっていうのは、毎月ごとぐらいで把握はできているんですけども、名簿に実際に反映されるのは、半年に1回という形で例えば転居をされたり、亡くなられたりという方ですね。あるいは不同意の方が同意に変わられるということも非常に少ないですけどもあつたりします。

あるいはその未回答の方が同意をされたりっていうことで、新たに名簿に追加になるということにつきましても、綺麗に整備されるのは、半年に1回ですけども、同意になれば名簿に追加するというのはその都度、区社協のほうで、見守り相談室でやっていただいているかと思っておりますので、常に最新の名簿はあるかとは思いますが、システム上の整備は年2回ということでご理解いただけたらと思います。

鈴木委員長

年に2回、かなり、結構な頻度なんですけど半年に1回。そうですね。それぐらいの頻度じゃないと難しいですね。

27年度から始めていて、かなりの名簿の蓄積があるということでしたので実際、消えているデータであったり、使えないようなデータとかね、更新っていうところは緊急事態のことを考えれば重要な

ので本当に今、鈴木委員がご指摘いただいた更新頻度というのは、安心できる頻度が保たればいいのかと考えております。

はい。ありがとうございます。他に何か確認しておいたことございますでしょうか。

実際、同意、不同意も含めて住民の方に対して特に要援護者と言われる方々に対してこの見守りがどれぐらい重要で、助かるかというところが本当に伝わっていないと同意も得れない部分がありますので、本当に身近なところの説明という部分、そこはすごく丁寧に丁寧に積み重ねてきてくださっている部分かと思えます。

そういう意味で飯田委員や金本委員は、この件について何か聞いておきたいこととか、ちょっとクリアにしてきたことございますでしょうか。

飯田委員

こんにちは。飯田です。

今ちょっとお話のほうふっていただきましたので、私のほうで思っているのは未返信の方 560 名いらっしゃるのを民生委員児童委員の方が 93 名で対応されると。結構たくさんの方が対応していかないといけないと思うんですね。

対応した結果実態がわかって、おひとり暮らしで、これ深刻な状況になっているんじゃないか、ひよっとしたらね。

この方、このままだと孤独死に至ってしまうんじゃないかというような方に遭遇した場合とか、その後の行動を何かどういうふうにされていらっしゃるのかなあとということをちょっと気になったんですよね。

いわゆる例えば、介護保険上のサービスのね、サービスにつないでいかないといけないんじゃないかなとか、包括のほうにつないでいかないといけないんじゃないかなとか、この民生委員の方、児童委員の方はそこまでちょっと専門的な知識経験を積んでいらっしゃるのかなと。

どちらかという、ケアマネのほうがそういった動きに長けているのでね場合によってはもうケアマネに、例えばこの地域のですね、最寄りのいろんな複数事業所ありますけれど、そこからどういう形に線引きしてそれをつないだりとかしてるのかなというのが単純にね、疑問に思いました。

松原課長

はい。今のご意見についてちょっと整理だけさせていただきますと、未返信者への対応につきましては、民生委員児童委員が中心というよりは現在のところは、見守り相談室のコミュニティソーシャルワーカー、CSWと見守り推進員という地域にいらっしゃる方が連携をして、未返信者のお宅を1件、1件訪問して事業の説明をして同意をとるというふうなことになってるんですけども、民生委員の方々には、今現在は見守り相談室が整備をした名簿を実際にお渡しをさせていただいておりますので、その名簿を見ながら、実際には見守りをしていただける、自分が担当してる地域の方々の、何名かかっていうことの要援護者の方を例えば把握をして状況をつかんでいただいたり、見ていただくっていうことはやっていたいところであるんですけども。今のところまだ具体的にそんなに実際に定期的に見守り活動してるというところまではちょっと行っていないというのが現状ではあるんです。

ただ、今飯田委員おっしゃっていただいたように、民生委員さんというのはやはり地域の事情に精通をされておりますし、いろんな地域からの声も入るかと思います。

その中で例えば、何丁目のどこそこの誰々さんがちょっと最近顔見ないよねとか、具合が悪いんじゃないかとかちょっと訪問したときに、この人の支援が必要じゃないかっていうふうな情報をつかまれることもあると思います。そういう場合には先ほどからありますけど、見守りネットワーク強化事業という事業の一つの機能としまして、コミュニティソーシャルワーカーというのは、その専門的な知見がありますので、見守り相談室のほうにご連絡をいただくことで、見守りネットワーク、CSWがそういう孤立世帯等への専門的対応というものも業務の中に入っておりますので、まずは見守りネットワーク、CSWが状態を確認に行った上で、例えば必要な支援につなぐということで、地域包括センターと連携するであったり、別の形でこのふうにつないでいくというふうな役割も担っておりますので、そういう場合には情報が入れれば民生委員さんであったり、地域にいらっしゃる見守り推進員という方にもそういう情報とかは入りますので、そこが見守り相談室のほうに連絡を入れていただいているというのが取ればそういう孤立世帯を防ぐというための機能を備えておりますので、そこをつないでいくという形で考えていただけたらいいかなとは思っております。

鈴木委員長

CSWさんとかが窓口になってるってということですね。

中山委員

見守りとか、名簿の整理とか、同意とか、同意じゃないとかありますけども、一番問題になっているのは独居の方やと思うんですよ。名簿が有ろうと無かろうと、結局災害時には助けなあかんわけでしょう。そうなるとう結局、どこに人が住んでるかが一番大切であって、別に名簿って、ひとりでも助けて欲しいんでしょねそんな気もしますが、まあ必要なのかもしれないですけど、結局それは思ったんですけど、同意、不同意関係なくね、災害時にどう助け合うか、そこは若干違いますが、どう助け合えるかが問題であって、本人に同意とか言っても認知症の方がひとりで住んでる方もおられるわけですよ、だから同意といっても本人は分かってないわけですからね、まあ地道に説明していただくしかないかと思っておりますけど。

それはちょっと結局、本当にどういう方が一番問題であって、まあ家族がいれば対応できると思うんですよ。でも、家族がいなかったらひとりでどうしようもないですね。

たくさん人数がいたらいいですけど、少ない人数しかいないわけですからね、体制としてはね。本当にちゃんとした体制を作るとは思うけど、どういう対応されるのかなと思います。

榎原委員

はい、いいですか。

今の中山先生の話の続きになると思うんですけども。

要は、これは要介護を受けてるってことが前提にってるんですよ。他の条件もありますけれども、要介護認定を受けてない人はどう補うんですか。

松原課長

そこがちょっと難しいとこなんですけど。

本当に、独居の方でありまして、おっしゃる通り要介護というふうな介護サービスとかを受けられていない方でお元気な方とかですね、お元気でなくても何かご自身的にはそういうサービスがわからないからってということで、本当は介護サービスが必要なのに、認定を受けておられなくて、サービスを受けてない方っていうのは本当にいらっしゃると思うんですけども、今の場合のこの事業の中では、先ほど申し上げた行政が把握しているリストっていうことになりますので、やはり何らかの行政のほうに申請をするかですね、していただいている方でないと掴み切れないというところがありますので、先ほどの見守り相談室の一つの機能ということで業務内容を委託しているものが先ほどありました孤立世帯を把握するというかですね、そういう形のものがありますので、どちらかでもやっぱり見守り相談室がアウトリーチという形で積極的にそういうふうな孤立してるんじゃないかという表面的に見えない潜在的なニーズを見つけていただく地域の情報もそういう意味では、地域の方々の方がやっぱりご近所さんの方が情報がわかっているということもありますので、そういう方々からの情報をいただくことで、実際に行政のほうで名簿を整備するのとは別で、各地域によっては独自にそういう独居の65歳以上の方の全員を把握するというふうなことで情報を掴んだ上で、独自に見守りをしているような地域もあるというふうに伺っておりますので、今後はそうした地域のほうで把握されている、見守りが必要な要援護者の方のリストと行政のほうで整備をしたリストを合わせるような形にして、いっしょにした形で、最終的には地域の皆さんにやっぱり見守っていただくっていうふうにやっていかないといけないなども考えておりますし、やっていくべきだと思っはいるんですけども、ちょっとまだそこまでスタートというかですね取りかかりができていないというのが現状のところでございます。

鈴木委員長

今おっしゃっていただいたように地域で見守りを行うことの重要さというのは、身近な人間関係ゆえに入ってくる情報の細かさと、細かい変化に気付くことができるという訪問の頻繁さというのが大きいのと思うんですね。今回提供されている要援護者名簿っていうのはいわゆるたたき台になるべきものであって、今回の提供した、たたき台が地域の中で、ブラッシュアップされていく。

今回、要介護認定を受けている方がベースですけども、やはり今後、同じく障がいを持つての方で、その障がいは行政が把握してる方もいれば、地域の方でよくわからないけど少し孤立になっているような若者であったりとか青年だったり、本当に何かあたらまずいというのが肌で感じている人たちがうまくこの地域版の名簿という形で更新していくというのが、おそらく今、先生方がご指摘いただいたポイントなのかなというふうに聞いて感じております。

他にございますでしょうか。はい、お願いします。

金本委員

はい、金本です。地域の方々を中心にした見守りというところで今進めていただいていると思うんですけども、実際、主役のまちづくり実行委員さんの方々がどのように思っらっしゃるのかなっていうところがやはり一番気になると言いますか、とても機能すれば素晴らしい取り組みだと思いますし、三軒家西地域にはご説明に実際にお伺いされたんですね。

ただ、この地域は先ほどおっしゃられたように、非常に見守りを積極的に行われていて、今日も確か、見守り推進員が見守りに行って、うちも同行させていただいているような地域ですので、ここでのご説明いただいたことが、10 地域共通するかどうかというところなんですけれども、実際に見守りを日頃からやっていただいている方々の声を私たちはよくお聞きすると、やはりもうなかなか皆さん大変なところで、担い手が不足している中で 1 人の方がたくさん担っていただいているというような現状がある中で、実際こういうところについて地域の皆さんがどのように、主役だと思いますので、皆さんがどのように感じておられるかっていうところがちょっとお聞きしたいなと思います。

松原課長

ありがとうございます。本当にそこが一番のキーポイントかなとは思っております。やはり地域でやっていただくためには、区役所からのお願い事ではなくて、地域の方々が自らやるべきであってやらないといけないっていうもらう気持ち、意識を持っていただかないと、長い形でこういう取り組みというのは続いていかないとは思っておりますので、10 地域が一斉にスタートできるとは、区役所としても正直ちょっと考えておりません。

やはり地域によって非常に温度差もありますし、5 月に説明会をさせていただいた、全体的な説明をさせていただいたということではありますけれども、なかなかやっぱり地域においては先ほども、今おっしゃられました通り、これ以上はできないっていうお声もいただいているのが正直なところですね。

ただ、良いか悪いかは別といたしまして、今年度非常に災害が続けざまに発生したということもありまして、地域としてもやはり何らかの必要性はあるんじゃないかっていうふうに思っていたくような機運も若干は出てきた地域もございます。

そういう意味ではこのときに、やはりしっかり地域の方に入って行って、やっぱり必要ですよっていうふうな必要性、それを地域の中で作って意識していただきながら、どういうふうな形で体制を整備するとか実際やっていくかというのは、そこも地域によって事情が異なりますので、ある地域では例えば民生委員さん中心に、いろいろ人を増やしていこうかっていうところもあるかもしれませんし、別の地域では別の担い手の方をやっぱり中心にしないと回らないわっていうところもあるかと思えます。

そういうふうな形で地域ごとに、地域に合った取り組みをやっていただけるように、区としては 1 地域、1 地域、丁寧にお話をさせていただきながら、じっくり膝をつき合わせて意識を持っていただけるように取り組んでいく必要があるかなと考えております。

吉田区長

ちょっと補完するとですね。今、地域住民の意識の啓発について、ご質問をいただいたんですけども、区役所の職員もですね、同じように、強い信念とか意識を持たないといけないと思うんです。それは基本的にどういうことかという、地域福祉は地域住民が主体となって、地域住民の責任のもとに行われるものである。あるべきだという強い意識を区役所の職員がどれだけ持つかっていうことにもかかわっていると思うんです。

区役所の中で話をしてもですね、見守り活動は、本来ですよ、本来、地域がやるべきものなのか、行政がやるべきものなのか、ちょっとわからなくなるときがあって、この人どういうふうを考えて

いるのかなってというのが正直分からなくなることがあるんですね。

だから、私たち行政の職員もですね、見守り活動を中心とする地域福祉というのは、主としてですね、地域住民が主体で地域住民の責任のもとで行われるべき問題だという強い、やっぱり信念を持ってですね、そういう言い方したらだめですよ、成るものも成らなくなりますけれども、考え方として、私の言い方では駄目なんですけれども、考え方としてそういう信念を持って地域に当たっていくということが、とても必要で、その中で、例えばですけれども要援護者の名簿の整備というのはもう法律上ですね、行政においてやれということになっているので、これはもう行政としてやらなければいけないと。

だから主は地域なんですけれども、行政として最低やらなければいけないものは何か、あくまでも地域が主やねんけれども、行政の責任として地域を支援していかなければならないものは何かっていうふうにはですね、議論を整理して当たっていかないとですね、なんか地域と行政の協働のもとに進めていくという、美名のもとにはですね、何か両者の責任と主体の問題が曖昧なまま、地域福祉が進んでいっているというのが今の実態じゃないかなと思いますので。地域住民のっていうご質問でしたけれども、行政職員もですね同じように意識改革をしていかなければと考えております。

鈴木委員長

ありがとうございます。

実際に本当に見守り活動が何のためにあるかって考えるとその先が肝ですよ。見守り活動が別に目的ではなくて、見守り活動によって早期発見早期対応していくと、その早期発見早期対応するために住民の方に担う役割や責任というのは非常に大きなものがあるんだという、先ほどおっしゃられた今はCSWが窓口になってますって言いますが、その窓口きちんと住民の状態であったり、ニーズが届こうと思うと本当に住民の力なしにしては住民の生活を守れないと、その見守り活動だからというよりも、それが何故必要なかということと丁寧を落とし込んでいくことが大切だと思っております。また金本委員がご指摘いただいたように、今回見守り活動という形で話が進んでおりますけれども、地域の中では必要とする活動が非常に増えてきていると、そのような状況中で担い手の固定化であったりという現象が起きてるので、実際地域に合った地域福祉のあり方っていうところは本腰据えて見ていかなければ活動のスクラップアンドビルドも含めて、担い手を増やせばいいとかいう問題だけではなくて、今一度活動の整理というところをきちんと考える地域自治っていうんですかね、そこを考えているところは長い目を見たときにやっぱり必要になってくるかなと感じております。

すいません他にもご意見あるかとは思いますが、時間の関係上、議題1についてはここまでにしたいと思っております。この議題について何か言い残しのある委員の方々は、後ほどでいいのでこの「ご意見シート」もついておりますので、ツージーちゃんとかカケハちゃんとかタンくんが載ってるこのシートですね。このシートにまた、アドバイスいただければと思います。

それでは、続きまして議題の2ですね。次年度31年度のこの行動計画についての話を少し、来年どのような行動をとって、どういうふう動く予定になっているのかを報告いただこうと思っております。よろしく願いいたします。

松原課長

引き続きまして私松原の方から説明させていただきます。時間の関係もございますので、なるべく早めに説明の方を終わらせられるように努めたいと思います。

こちらにつきましても、資料番号3と4、5を基に説明をさせていただきます。ちょっと順番が逆になるんですけれども、資料番号3の行動計画についてご説明をさせていただく前に、資料番号4と5のほうから、ご覧いただいて簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

資料番号4の方は、先ほどご説明をさせていただいた見守り体制の整備のイメージ図と非常によく似ていると思われるかと思うんですけれども、こちらの方はより具体的に来年度ですね、31年度に新たに強化といいますか、取り組むことでありまして、より深く落とし込んでいるところがございしますので、その部分についてご説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましても、ベースはほぼ同じです。区役所と区社協のほうが連携をして、要援護者名簿というものに整備をいたしまして、各地域のまち作り実行委員会のほうで体制を整えば協定を結んで、実際に見守り活動を行っていただくことになるんですけれども、大きくここに付け加わっておりますのが、真ん中のところに要援護者名簿とプラス見守りノートというものを記載しております。

それと下の囲みのところの地域まちづくり実行委員会から要援護者の方に矢印が二つ出ているかと思っておりますけれども、その右の方に矢印のところ、災害時の支援、カック、イコール個別支援プランとか書いております。

この部分が先ほどはなかったかと思っておりますので、この2点を中心にご説明をさせていただきます。まずもって来年度の行動計画にも関連をするんですけれども、先ほどの進捗の中で、今年度につきましては、各地域への体制作りについての説明会、いわゆる働きかけが十分にできなかったということで、反省も込めましてご説明をさせていただきました。

それを踏まえて来年度は改めて、より力を入れて各地域に見守りについてご説明等に当たらせていただかないといけないんですけれども。

やはり地域のほうでも見守りというものがですね、どういったものが見守りなのかとか、活動と言ってもどういうことをしたらいいのか、どこまでやらないといけないのかっていうのが非常になんとなくぼんやりと持っておられたり、あるいはすごく負担に感じられるっていうところもあるかと思っておりますので、そのあたりを、よりわかりやすくというかですね、こういっただけではなくって、資料として見守りというのはこういうところをもう少し軽く考えていただいてもいいですよ、できるるところから始めましょうみたいなところも踏まえて、見守りとはというものを実際にご理解いただくための冊子といいますかパンフレットのようなものを来年度は作成をして、そちらを活用して、それを見守りをする側の方が手元に置きながら、見守りっていうのはこういうことかいいのかなっていうのも再確認を常にさせていただくためのサポートになるようなものを作りたいと考えております。

見守りを支援する側の方だけではなくて、実際に要援護者の方のほうもなかなか知らない方に来られるというかですね訪問されますと見守って欲しいけれども、なんとなくちょっと不安に思っておられる方に対して、見守りというものはこういったものかということでご理解いただくための、支援者の方が要援護者の方に説明するために使っていただくときにもご利用いただけるような、そういう冊子という形でも見守りノートというものを来年度に作った上で、それを地域の皆さんにお渡しをして活用いただきたいと考えております。

もう一つ個別支援プランにつきましてなんですけれども、日頃の見守りとあわせて、やはり災害時

に支援をするとなりますと、要援護者の方の状態というのは、お一人おひとり非常に違うかと思えます。

どこに障がいがありなのかとか、どういう状態でないと支援ができないのかとか、お一人おひとりにあった支援の方法であったりというものを事前に本来は考えておかないといけない、というのが支援する側の方はそのお一人おひとりの状態を把握した上で、いざ災害が起こったときに、どういふふうな支援をするのかっていうのを、1人おひとりで考えておかないといけないということで、それが個別支援プランと言っているものでございまして、最終的にはお一人おひとりの個別支援プランというものを支援者の方が持っておいていただいて、そのプランに基づいてご支援を災害時にはしていただくというのが目指すべき理想かなと考えております。

どういったものが個別支援プランかということでもまだ非常に案なんですけれども、資料番号5にイメージとして作らせていただいたものがございます。

これはある区役所で作成をしていたものを参考に作ってみたものですが、こちらにつきましては、あくまでも参考の案でございますので、こちらには氏名、住所とか緊急の連絡先あるいはかかりつけの医療機関であったり、ケアマネージャーの名前であったり、通常服薬しているものとかですね、非常に個別の情報が書かれたものなんですけれども、こちらにつきましても、いきなり支援者の方ですね、要援護者の方に書いてくださいと言っても、なかなかここまでの情報を提供いただけるかどうかというの難しいところもあるかと考えております。

そのためには、日ごろの福祉的な見守りを通じて、顔なじみとかですね、信頼関係を深めていただいた上で、作っていただくものかなとは考えておりますけれども、できましたらこの個別支援プランに近いものを、この見守りノートの中にですね、複写式にしまして、入れ込むような形にして、その中で聞き取っていただいて、複写になっておりますので、できましたら、支援者の方と要援護者と最終的には見守り相談室と見守り推進員側で管理をするということで、3社で情報共有することで、災害時の支援を完全にバックアップできるようにしていきたいと考えているプランでございます。

それを踏まえて、来年度行う行動計画なんですけれども、こちらにつきましては、やはり30年度同様31年度の重点項目も要援護者支援システムの構築をメインにしております。

その中で、ほぼ取り組みとしましては、30年度と変わらないんですけれども、一つが「A地域の見守り体制づくり及び要援護者名簿登載者の見守り活動」ということで実際に体制づくりを働きかけいたしまして、でき上がったところから名簿をお渡しして活動を行っていただくまでを来年度のできれば、目標といたしまして、先ほどの10地域一斉にはできないということで申し上げましたが、3地域ぐらいを目途にその体制づくりを完了させたいというふうに考えております。

Bが「見守りノート」の作成ということで、前半はこういうふうな内容にするかということを検討した上で作成までの業務内容を書かせていただいております。できましたら秋口までには完成をさせまして、秋には地域のほうにお渡しして活用方法についても説明をさせていただいた上で、見守り体制のでき上がった地域からこのノートも活用いただいて、実際に見守り活動に入っていただきたいというふうに考えております。

最後のCですけれども、こちらも要援護者名簿の整備ということで、今年度に引き続きまして、来年度も年に2回の名簿の更新ですね。名簿の更新及び、新たに追加となった方々への、同意確認というものを2回行っていく予定でございます。ただ、先ほどありました通り、行政のほうで把握ができない場合、埋もれてしまうかなというふうな地域の方で把握されている要援護者の方のリストについて

もできるだけ、いっしょにできるように要援護者名簿の精度を上げていくことにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

非常に駆け足で説明となりましたけれども、来年度の事業になりますので、本当に忌憚のない活発なご意見をいただけたらと思っておりますよろしくお願ひいたします。

鈴木委員長

はい、ありがとうございました。

見守りノートの作成というポイントと、あと実際地域に出て行ってワークショップなどを開催してご理解を得ていく。そして、個別支援プランというものが各地域で作れるようになればいいなんていうところが次年度の大きな新たな動きだと思われます。

これらノートの件、そして地域に出て行ってワークショップ等々をしていくという、そして個別支援プラン、この3点についてどの部分でも構いません。気になる点とか、ちょっとご意見とかあればいただけますでしょうか。

榎原委員

実際にどこかで活用されていますか。

松原課長

冊子ですか。

榎原委員

この見守りノート。

松原課長

ノートと言うものでは大阪市内24区で聞いたことはないです。ただ個別支援プランという、このものだけは住吉区のほうで、これに似たものを作って行こうという動きがあると聞いています。

榎原委員

というのは、アイデアは大変いいんですけども、今まで我々色々取組んで来ましたがけれども、こういうノートは、立派なものを作っても全く活用されない。という観点から考え直したほうが良いんじゃないかと思ひます。

松原課長

何か、活用いただく工夫とかポイントはないでしょうか。

鈴木委員長

まず内容じゃないですかね。どういう場面で活用するために、このような内容とこのような使い方ができるんだというのがクリアになっていないと、ただ単に成果物ができたというだけで終わってしまひますので、内容としては先ほどあつたように見守りとは何なのかという説明がまず入るわけだ

よね。レイアウト自体も契約事業者の提案内容かもしれませんが。

松原課長

見守りといっても、なかなか大変なことと考えられてる方もいらっしゃると思うんです。外から見ても、本当に洗濯物がずっと干したままであるとか、郵便受けに何日も取られていない新聞があるってことだけを気にかけていただくってところから、あるいはちょっと顔見たら声をかけるってことでもありますし、定期的にその家まで訪問してってところまでいなくても、普段はそういうところからスタートしてもいいですよっていうふうな見守りの具体的内容といえますか、どういことが見守りなんですっていうことを知っていただくところからこのノートに盛り込めたらなと思っています。

鈴木委員長

おそらくノートっていうネーミングもあるのかもしれませんが、見る部分と使うパートをきちんと使っておかないと、おそらく飾りで終わりだと思うんですよね。見守り活動をどういうふうにしてもらうのか、その見守り活動の過程の中でこの方法をきちんとチェックリストなんていうのも、入り口の入り口ですよ。チェックリスト以外でより見守り活動で使う場面を盛り込まないと難しいのかな。そして、この支援プランの複写式も入るっていうお話でしたけども、その支援プランでは最後に打ち合わせする部分なので、もっと前段階の部分で、実践と絡めないと予算がかかるだけというご指摘通りだと思います。

見守りノートについて皆さん他に気になる部分がございます。

中山委員

だいたい見ないでしょうね。確かに年をとったら見なくなりますよね、郵便物も見なくなりますし、ノートももらったからといって、まずどこに行ったか分からなくなるとは思いますけど、まあ確かに、いかに活用するかが大切だと思います。本当に貰うだけでは活用できないと思います。

鈴木委員長

見守りの資料という点でいうと 3 年ほど前に大阪市社協さんが見守りについて事例とか方法とか手法をあらゆるものをまとめたものを作っておられて、それをもとに地域の研修会とかを展開されました。

ただそれはあくまでも研修とか理解を進めるためのツールとして使っているので、今回みたいに実践に紐づけするっていうものではないので、ただ今回の読み物がそういったものとして想定されてるのであれば、それは研修の資料という形になってしまうので、実際にもうは紐づけの部分ですね。

ちょっと、あと個別支援プランについて委員の皆様にもご意見いただきたいんですけども。これ確認なんですけども。かなり踏み込んだ内容を書いておられて、本人が持っている分と、専門機関が持っている分には必要な情報だと思うんですけども、支援者いわゆる住民の方が持って、管理する部分についてはどこまでがオッケーで、どこまでがそぐわないかっていう部分の判断で出てくるかと思うんです。その辺りも、今すぐブラッシュアップできないかもしれませんが、ちょっとその辺りの何かご意見とか、いただければ、何よりも後悔なく地域に出回ることが重要だと思いますので。

ご家族構成とか、普段いる部屋、寝室の場所、そして治療内容、使用薬、そして持っている病気、障がい住民の中で管理、ストックされている部分はかなり繊細な配慮がいるのではないのかなっていう。あと、これの管理場所ってどこになるんでしょうか。

松原課長

おっしゃっておられる通り非常にセンシティブな内容になりますので、最終的には本当にリーガルチェックといいますか、にも相談しないといけないなと思ってるんですけども、管理としましては、基本的には要援護者の方が同意さえしていただければ要援護者を支援する方と、どこかで一括管理をしないといけないなと思っておりますので、そこは見守り相談室なりというところになるか、各地域の見守り推進員さんになるかというところとちょっとそこまではまだ最終的に落とし込めていないというところが正直なところなんです。本当にどこまでの情報を持っていただけるかというところは最終的にリーガルチェックも必要かなと考えております。

中山委員

役所で持ってもらえるのがいいと思うんですが、これだけは絶対無理ですよ、一般の人が持つのはえらい内容ですもんね。いいと思うんですけど、渡す相手をしっかり決めてね。

弥十郎委員

今個別支援プランのこの書類を見さしてもらっていて単純なんですけれども、ひとつ目の議案で話しがあったところもあるんですけども、あくまでも名簿に対しての見守りということであれば、この内容も本当に必要になって、それこそ役所が管理をしてっていうことの使い方はいいと思うんですけども。

一方で鈴木委員長からお話があったように、障がいを持っている若者であるとか、それから子育て層ですよ。手帳を持ってない保護者であったりとか、保護者が夜まで帰宅しない子供とか本当に援護が必要な状況の方が今、こども子育てプラザにもきております。

そんな方にとってまずこの個別支援プランで、この書類を見たときに何の支援が必要かだけがまず、目に触れて、先ほど中山委員が言われたように、精査して一番必要な、どんな支援がこの人が必要なんですよっていうことが、まずは書かれていて、その後、必要な情報だけが入っている二本立てがあればいいのかなというふうに考えました。はい、このことについては、そんなふうに感じました。

鈴木委員長

ありがとうございます。他に気になる点とかございますでしょうか。個別支援プラン、見守りノート、そして体制づくりで地域出向いていくっていうこの流れだと思うんですけども。

このAの地域の説明会、ワークショップっていうのも見守り相談室が中心になって進めていくことになるんでしょうか。

松原課長

いえ、こちらにつきましては、区役所も、しっかり入りまして、先ほど申しあげました通り、見守りのほうは福祉的な見守りだけではなくて、災害時の支援ということもありますので、区役所のほう

でも福祉担当と防災担当もあわせて、そこに区社協との三者連携して各地域のほうに説明をさせていただきたいと思っております。

ワークショップにつきましては、まだイメージなんですけれども、先ほどありましたように地域事情がそれぞれ個別に違いますので、各地域に応じた体制づくりをしていただきたいということがありますので、それを地域の皆さんでいっしょになって考えていただけるように、話し合いの場というふうに考えておりますので、そこにも区役所と区社協の両方合わせて入っていっしょに話をしていきたいというふうに考えております。

鈴木委員長

なるほど、区役所と区社協がもうこのメンバーでいってという意識と根気を見せていくという形ですね。はい、ありがとうございます。他に議題2についてご意見ございますでしょうか。

それではすみません。4時が近づいてきておりますので、ひとまず議題2については以上にしたいと思えます。

議題1 議題2、合わせましてシステムの構築というところで、今年度の計画、それを踏まえて、じゃあ次年度はどう動くかっていうところの、動きの全体像を出していただきました。

委員の皆様方からのご意見も本当に地域の実践者の方に目を向けた発言であったり、予定されている取り組みの有用性、有効性、そこを見直す部分についての意見など非常に貴重なものをいただけたと思います。それではひとまず本日予定されている議題は以上で終了したいと思えます。

それでは進行を事務局に戻そうと思えますので、よろしく願いいたします。

松原課長

鈴木委員長ありがとうございました。

それでは、時間も参っておりますので、次回の会議につきましては今年度最後とすることで3月開催を予定しております。今回は、冒頭に区長も申し上げました通り、各会議体の今年度の実績報告でありましたり、来年度の取り組み計画等を中心にご意見をいただきたいと考えております。

できるだけ早く次回開催日を確定したいと考えておりますので、お手元でございます3月のカレンダーに現在のところで把握されている範囲で結構でございますので、都合の悪い日にバツをご記入いただきたいと存じます。開催時間は本日同様、午後2時からを予定しております。

カレンダーにつきましては、机の上に置いてお帰りをいただけたらと思えますので、よろしく願いいたします。

また本日の会議資料の中にご意見シートを用意させていただいております。なかなか短い時間のなかでございますので十分にご意見とご発言いただけないかと存じますので。もし内容に関しましてご意見ご質問等ございましたら、後日で結構でございますファックスにてご提出をいただけたら幸いです。

それから、次回ですね、実は委員の皆さんの中に、ケアマネージャーの方ですね、介護の分野ということで、ケアマネージャーの方に入っていただいているかどうかというご意見をいただいております。

できましたら、次回の会議からケアマネージャーの方にご参加いただけるように、区役所のほうで調整をしまいたいと考えておりますよろしく願いいたします。

それから最後になりますけれども、議題でもちょっと触れさせていただきましたが来月 1 月 23 日の 19 時より、この区民ホールにおいて見守り活動に関する講演会を開催いたします。

もしよろしければ周りにもお声かけをいただきながら、ご参加をいただけたらないということも考えておりますので、またよろしく願いいたします。

それでは、最後に区長のほうよりごあいさつを申し上げたいと思います。

吉田区長

今日もですね非常に重要な問題提起をたくさんいただきましてありがとうございます。今日いただきました課題をですね、一つひとつ丁寧に克服していくことで、福祉行政のさらなるブラッシュアップを図っていきたくと存じます。

まずひとつ目としてですね、資料を事前に送らせていただいて、もうお読みいただいているということが前提であったにもかかわらず、こちらからのですね説明にちょっと時間をとり過ぎましてですね、本来、委員の皆様方からのご意見を拝聴するのがこの会議の趣旨でございますので、そうすることが十分にできず本当に申し訳なかったと存じております。

委員の皆様方には大変お手数なんですけれども、今後一層ですね、事前に資料をお送りいたしまして、それを当然お読みいただいた上でご意見、ご質問はですね、事前にいただくと。

ですから、この会議においてはその答えをさせていただくところから議論を始めるという形をですね、しっかりとらせていただきたいと思いますので、それはそれで委員の皆様方には事前の準備が大変なんですけれども、よろしく願いをいたします。

ふたつ目は名簿の更新についてもいろいろご意見がございました。これ非常に重要なポイントだと思っています。

具体的に言うとならですね最新のデータっていうのは現場で日々、実に刻々変わっていくわけなんです行政から与えられた名簿を持って現場に行くと、そこにいろんな情報がまだ付与されるわけでそれを更新していくと、その繰り返しなんですけれども。

半年に 1 回というふうに申しましたのは行政が持っている情報を、半年に 1 回とか提供するということなので、当然行政の名簿と、時々刻々と変化する現場の名簿はですね、合っているはずがないわけで、じゃあそれをどう整合性をとって、どの名簿を今現在のリアルの名簿にするのかっていうことは非常に、よくよくしくみを考えないと鈴木先生からご指摘ありましたように、難しい問題でございます。これを完璧にやるためには、ハードのシステムが当然必要で、リアルタイムでどんどん情報が変わっていくというシステムを導入しなければいけませんし、そうしたしくみもきちっと決めておかないといけませんし名簿更新の。

さらにはですね、こういうマネジメントをやっていくんですっていうそのフロー図のようなものをみんなで共有するということが必要になってくると思ってまして、本当にその現場でリアルな最新の情報を持ち続けるためにはですね、そうした工夫をどんどん進めていかなければなりませんので、それはしっかり具体的に進めていきたいと思っております。

みつつ目にですね、これはもう各委員からおっしゃっていただきましたように、見守り名簿を作っていくわけなんですけれども。

まさに飯田先生おっしゃったように、真の目的はですね、名簿を作るのではなくて、作り上げた名簿ですね、どう活用していくのか、その名簿を使ってどう見守っていくのかということですので、ち

よっと今日をご提供した資料について反省はしているんですけども。

名簿を作ることが目的ではないということを前提にですね、わかりやすく見える化していくようにしたいと思います。

資料番号3の31年度の最下段のですね。②、③辺りがですね、名簿を使って、どうしていくのかっていうところの具体的なフローだと思いますので、そのあたりを丁寧にご説明していきたいと思っています。

檜原先生からもご質問ありましたように、不同意の方へどう対応するのかっていうことも、すごくポイントですね。今日マネジメントツールとしてお出しした整理状況を一覧という表は現状をですね、同意、不同意、未回答を整理すると、こうなっていますということだけの話なんです。

じゃあ、不同意の方は災害が起こったときに助けられないのかというと、そういうことは全く考えておりません。現状不同意だということであって、ずっとスローガンのように申しておりますのは、全ての方々おいてけぼりしませんよと。そして、ほっといてと、つまり不同意ですということをお知らせしない。まちを大正区としては目指しております。

災害のときには、どんな不同意の方でもほっておくわけにいかないわけでございますので、同意の方は当然のことながら、不同意の方々に対しても、どういう対応を見守りの中でしていくのかっていうことは今後考えておかなければいけないと思っています。

それから区役所の中の議論でですね、同意の方も何を同意しているのかっていうのが様々ですよと日頃の福祉的な見守りは必要ないけど、災害のときだけ助けてくださいっていう方も、当然いらっしゃるわけで、同意の内容ですね、もう少し細かく聞き取るっていうことも、日ごろの見守り中で大切なのではないかという議論も出ていますので、それをやっていきたいと思っています。

あわせてですね。資料番号4の中にですね、下の方に地域まちづくり実行委員会の役割の中に書いてある左の方に福祉の見守りというのがあってですね。資料番号4の左下の方に福祉の見守りというのがあって、要はですね皆さんがたがおっしゃっておられるのはこの福祉の見守りは何やねんということなんです。名簿を作って、名簿を基に福祉的に見守りをやっていただきますっていうことを概念的に言っているんですけども。福祉の見守りっていうのは何なんですかっていうことが非常に見えづらくてですね、現時点でも福祉的に見守りをやってはいただいているんですけども、それが標準化されているとか、具体的にどういう形で見守りしていただいているのかっていうのが見えにくいので福祉の見守りの具体像を描かなきゃいけないというところが見守りノートの趣旨なんです。

ところが、今日もご意見ありましたように、それが見守りノートという形式がいいのかチェックリストがいいのかですね。あるいは、研修で済ませるのか、様々なご意見あるかと思っていますので、要するに福祉の見守りっていうのは何なのかから始まって、どうすることなのかっていう具体像ですね。一旦、見守りのという形で今日ご提案はいたしましたけれども、根本的にですねそれをわかりやすく見える化していきたいと存じております。

それから、よつつ目にですね個別支援プランのあり方についても、様々なご意見いただいて、この部分はですね大正区役所がパイオニアだと思っているので、慎重かつ果敢にですね、議論を進めていきたいと思っています。

個人情報の視点も当然あってですね、前の区役所の場合は、この名簿の管理方法には、細心の注意を払いましてですね、まず誰が管理するのかとか、あるいは場所はどこなのか、そして管理する場所には当然鍵のついたロッカーも必要なんですけれども、そのロッカーについては行政の税金でもってです

ね購入していただくっていうこともまた確かそうやったというふうに記憶をしております、この視点はもしこれを実現するとすれば非常に重要であろうと。そして皆様方からご意見いただいたように、行政や地域で把握ができない情報がございますよね、医療機関だけが把握できるような情報をどの程度盛り込むかということについてはですね、これは三師会を始め各機関とよくよく連携してですね調整しないと、これも実現しない話でございます。

個別支援プランを何のために作るんですかというようなご質問もありましたので、個別支援プランは、このためにですね作っていくんだっていうその支援プランを作ることが目的ではなくて、何のためについていうところをもっとわかりやすく、そこを説明できるようにですね、議論をし直したいと思います。

それから最後にですね、いつつ目でございますけれども、今日、議論にはありませんでしたが、もう一つ非常に重要なファクターとしてですね、地域住民の相談窓口としてですね、地域包括支援センターがありましてですね、大正区には二つの支援センターの皆さん方にですね、非常に親切に住民の方々への対応をやっていただいている、これから進める地域福祉とですね、この地域包括支援センター、これは市役所、区役所からの委託でやっていただいておりますけれども、それをどう絡ませていくのかということが非常に重要になってまいりますので、地域福祉の、これは根幹のことだと考えていますから、地域包括支援センター、そして地域包括支援センターと今日いろいろご提起申し上げました見守り相談事業とをですね、どう関連させていくのかということも、根本的に進め、見直していかなければならない。もろもろ申し上げましたけれども、今日重要な問題提起いただいた中で、そういうことに気づきを得ましたので、これから克服をしてですね、また次回の地域福祉推進会議にチャレンジしていきたいと存じておりますので、引き続きよろしくご指導賜りますようお願いいたします本日は誠にありがとうございました。

松原課長

はい。ありがとうございました。

では、申し訳れございませんオーバーいたしましたけれども本日の大正区地域福祉推進会議の方はこれをもって終了いたします。本当に本日は誠にありがとうございました。